

令和6年8月改正 特別養護老人ホーム かわぐちロイヤルの園 ショートステイ利用料のめやす

A 【介護保険】 要介護区分によって負担額がちがいます

	介護保険単位			1日 あたり	介護職員等 処遇改善加算	地域加算	＝	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担
	基本単位	サービス提供 体制強化 加算Ⅱ	看護体制 加算Ⅰ							
要支援1	529	18			× 1日 × 1.208 × 10.55			725	1,669	2,366
要支援2	656									888
要介護1	704		4	18				949	1,897	2,846
要介護2	772							1,035	2,070	3,105
要介護3	847							1,130	2,260	3,390
要介護4	918							1,221	2,442	3,662
要介護5	987							1,310	2,619	3,928

B 【食費、居住費】 利用者負担段階(収入)によって負担額がちがいます

負担段階	対象者		食費	居住費	合計	金のめやす 要介護度5・介護保険1割負担のときの 一日の利用料	合計 A+B	金のめやす 要介護度5・介護保険2割負担のときの 一日の利用料	合計 A+B	金のめやす 要介護度5・介護保険3割負担のときの 一日の利用料	合計 A+B
第1段階	生活保護を受給している人。または、住民税世帯非課税で、老人福祉年金を受けている人。かつ、本人の預貯金等の合計が1,000万円以下の人。		300	880	1,180		2,490				
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が80万円以下の人。かつ、本人の預貯金等の合計が650万円以下の人。		600	880	1,480		2,790				
第3段階	1	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が80万円を超え120万円以下の人。かつ、本人の預貯金等の合計が550万円以下の人。	1,000	1,370	2,370		3,680				
	2	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が120万円を超える人。かつ、本人の預貯金等の合計が500万円以下の人。	1,300	1,370	2,670		3,980				
第4段階	上記以外の人		1,600	2,500	4,100		5,410		6,719		8,028

- ◇ 利用料は、介護保険の1割負担(A)と食費・居住費(B)、日常生活費等です。
- ◇ (B)の項目は、世帯の収入によって利用者負担段階が設定されます。利用者負担段階については市役所にお問い合わせください。
- ◇ 送迎費用 215円/1回(2割負担の方は428円/1回)(3割負担の方は642円/1回)……送迎を実施した場合に頂きます。(片道)
- ※別途、日常生活費(200円/日)・理美容代・医療費等は実費負担となります。(おむつ代の負担はありません。)
- ※介護保険制度改正、コストの再計算等により変動があります。